

みどモス Pay 購入申し込みが始まっています！

11月1日からみどモスPayを利用するためには、事前の購入申し込みが必要です。

※申し込み多数の場合は、抽選となります。

問い合わせ先

- ・事業全体に関すること…企画課デジタル推進室 ☎ (76)0962
- ・購入申し込み・利用に関すること…みどモス Pay コールセンター ☎ 027(386)3132



● みどモス Pay プレミアムキャンペーン

対象 ▶ みどり市民3万人分（予定）

購入上限額 ▶ 1人1万円

※購入額に対する30%がプレミアム分として上乗せされます。



● 購入申し込みから利用までの流れ

- ①chiicaアプリをスマートフォンにインストールして会員登録します。
- ②10月21日(月)までに、chiicaアプリ内で、みどモスPayの「地域情報」にあるキャンペーン情報の申し込みフォームから氏名などを入力します。
- ③届いたメールの本文中にあるURLをタップし、購入希望額などを入力します。
- ④申込結果は、後日メールで通知します。

アプリのインストール
はこちらから



App Store
(iPhone用)



Google Play
(Android用)

詳しくは、広報みどり9月号2ページまたは市ホームページをご覧ください。

児童扶養手当の一部が変わります

児童扶養手当法などの一部が改正され、令和6年11月分の手当（令和7年1月支払い分）から、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

問い合わせ先 こども課 ☎ (76)0995



■ 所得限度額の引き上げ

前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と一部のみを支給する「一部支給」があります。判定基準となる所得限度額を次の表のとおり引き上げます。

(単位：万円)

扶養児童などの数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)	
	これまで	R6.11月分～	これまで	R6.11月分～
0人	49	69	192	208
1人	87	107	230	246
2人	125	145	268	284
3人	163	183	306	322
4人	201	221	344	360

■ 第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

R6.11月分～

全部支給 6,450 円

一部支給 3,230 ～ 6,440 円



全部支給 **10,750 円**

一部支給 **5,380 ～ 10,740 円**